

令和元年 10 月 1 日スタート
幼児教育・保育無償化にかかる
ご利用者の手引き

〔私立こども園用〕

令和元年 10 月

習志野市 こども部 こども保育課

始めに（認定こども園無償化の概要）

令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化は満 3 歳児～5 歳児クラスまで月々の保育料が無償化されるとともに、下記に該当する場合は、預かり保育料、給食費（食材料費）の一部が無償化されます。

費用項目	無償化の内容	対象者
保育料	無償	3 歳児～5 歳児クラス＝全ての子ども
預かり保育料	月 11,300 円まで無償	保育が必要な子ども ※事前に認定（新 2 号認定）が必要になります。
給食費（食材料費）	無償	年収 360 万円未満世帯若しくは第 3 子以降 等 ※対象者には市から通知します。（原則申請不要） <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">1 号短時間児、2 号長時間児のみ 3 号 0 歳クラス～2 歳児クラスは これまで通り保育料に含まれます。</div>
その他実費負担分	これまで通り実費負担 （無償化対象外）	—

※長時間児の延長保育 18：00～19：00 につきましては、今般の国の無償化の制度改正の中では無償化の対象とされておりません。こちらはこれまでの「市単独助成」を継続することにより無償としています。（変更はございません）

1. 保育料について

3 歳児クラスから 5 歳児クラスの保育料については、全額無償化されます。

そのため、今後は市へのお支払いが不要となります。

長時間児の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスはこれまでと変更はありません。

（非課税世帯のみ無償が継続されます）

なお、0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもで、第 2 子以降の軽減措置を受けていた場合は、これまで通り継続されます。

2. 預かり保育料について（短時間児）

対象者

預かり保育の無償化対象になるには、保育が必要とされる給付認定（新2号認定）を受けする必要があります。認定を受けるには、昼間を原則として、**月64時間以上の就労など、保育にあたれない要件（①～⑧）**が必要です。

この要件は、これまで、保育所・こども園（長時間児）の支給認定要件と同様です。

◇認定要件

事由	
①就労	家庭内外を問わず、日中仕事をしているため、月64時間以上、児童の保育にあたれない。
②出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。（出産予定月の前々月から出産後57日目の月末までが、対象となります）
③疾病又は障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④同居親族の介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、その介護のために児童の保育にあたれない。
⑤被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 （認定後、60日以内に就労を開始することが条件となります）
⑦就学	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。（通学にて月64時間以上を満たしていることが条件となります）
⑧育児休業	母親が下の児童の育児のため、上の児童の保育にあたれない。

補助額

保育が必要な子どもの新2号（3歳児クラス～5歳児クラス）は、月額11,300円まで無償化されます。

こちらは、単純に11,300円まで無償化されるのではなく、以下を比較して小さい額が無償化の対象となります。

一例一

区分	単価	利用日数	計	補足
国の設定単価	450円/日	15日	①6,750円	
園の設定単価 (例：1日600円)	600円/日	15日	②9,000円	実際支払った額

①と②を比較して小さい額が無償化の対象となります。無償化の対象は①6,750円
→1日あたりの利用額が450円を超えると、無償化の対象額は1日450円となります。
注意：預かりにかかるおやつ代は無償化の対象外になります。

請求時期

預かり保育料をこれまで通り、お支払していただいた後、3か月分まとめて、こども園経由で市へ申請します。

- ①10月～12月分 1月申請（提出期限はこども園からご連絡します）
- ②1月～3月分 4月申請（提出期限はこども園からご連絡します）
- ③4月～6月分 7月申請（提出期限はこども園からご連絡します）
- ④7月～9月分 10月申請（提出期限はこども園からご連絡します）

手続き

請求をする3か月に1回、以下の手続きが必要になります。

【手続き手順】

①こども園から、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」が配布（発行）されます。

また、請求に必要な「施設等利用費請求書（参考様式その5-1）」が配布されます。

※「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」は原則月ごとに発行するものです。預かり保育分を請求する方（新2号認定の方）は紛失しないようご注意ください。

なお、事務負担の軽減や、保護者の紛失を防ぐため、こども園の判断により、3か月ごとにまとめて配布する場合があります。

↓

②こども園へ必要書類を提出します。

○「施設等利用費請求書（参考様式その5-1）」

見本を参照し、必要事項を記入してください。

○「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」原本

（こども園から写しが配布されている場合は提出不要です）

○「特定子ども・子育て支援提供証明書」原本

（こども園から写しが配布されている場合は提出不要です）

○預金通帳の写し

支店名と口座番号がわかるページを初回と変更時のみ提出してください。

↓

③市で確認後、指定口座へお振込みいたします。

(請求に基づいてお支払いするため、振込にかかるご案内通知はございません。

申請書類の不備・不足等がある場合、対象とならない場合、ご連絡します)

3. 食材料費について

3歳児クラス～5歳児クラスの給食食材料費については無償化の対象外とされたため、1号短時間児・2号長時間児いずれもお支払いいただくことになります。

給食食材料費は、食材の購入にかかる経費をご利用者が平等に負担するものです。

食材の購入にかかる費用は施設ごとに異なるため、給食食材料費は施設ごとに異なります。

なお、0歳児～2歳児クラス(長時間児)については、これまで通り保育料のなかに給食食材料費が含まれており、変更はありません。

【給食食材料費の無償化について】

以下に該当する場合は免除されます。対象者は市から事前に通知します。なお主食費(ご飯・パン・麺)の食材料費が1食あたり35円を超える場合は実費負担が発生します。

今般の無償化では、副食費(おかず当)のみ、一部対象者について、免除の制度が創設されました。

それに加えて市では副食費の免除対象者について、主食費(ごはん等)を1食35円まで減免しています。

対象者

下記(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合は対象

区分	認定区分(3歳児クラス～5歳児クラス)	基準
(1) 年収360万円 未満世帯	1号短時間児(新2号も含む)	市区町村民税所得割額77,101円未満世帯
	2号長時間児	市区町村民税所得割額57,700円未満世帯
	2号長時間児(低所得のひとり親世帯・在宅障がい児のいる世帯)	市区町村民税所得割額77,101円未満世帯
(2) 第3子以降	1号短時間児(新2号も含む)	小学校3学年終了前こどもの数で3人目以降
	2号長時間児	小学校就学前こどもの数で3人目以降
(3) 市町村民税を課されない者に準ずる者	1号短時間児 2号長時間児	①市町村の条例により市町村民税を免除された者 ②未婚の父母であることから、市町村民税の課税対象とならない者 ③生活保護法による被保護者と児童福祉法上の里親

※急遽(3)に該当する状況となった場合につきましては、個別にご連絡ください。

4. その他費用について

- こども園に直接お支払いいただいていた実費負担分（例：教材費、遠足代など）
これまで通り実費負担となります。